

深川市集落支援員設置要綱を次のように定める。

平成26年3月10日

深川市長 山下 貴 史

深川市集落支援員設置要綱

(目的及び設置)

第1条 人口減少や高齢化が進む本市において、地域の現状や課題を把握し解決するため、過疎地域等における集落対策の推進要綱(平成25年3月29日付総行応第57号)に基づき、深川市集落支援員(以下「支援員」という。)を設置する。

(任務)

第2条 支援員は、前条の目的を達成するために、市及び地域住民と連携して、次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域の現状の調査及び課題の整理に関すること。
- (2) 地域の課題解決及び維持活性化に係る取組の企画及び実施に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること。

2 支援員は、前項の活動状況を市長の求めに応じて報告しなければならない。

(委嘱)

第3条 支援員は、町内会長等から推薦された地域の実情に精通した者又は市長が相当と認める者の中から市長が委嘱する。

(報酬等)

第4条 支援員の報酬等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 支援員を市の非常勤職員として任用する場合の報酬及び勤務条件等については、深川市非常勤職員取扱規則(平成2年深川市規則第7号)の規定を適用する。
- (2) 支援員を他の公職等と兼任している者へ委嘱する場合の謝金等については、予算の範囲内で市長が別に定める額を支給する。また、公務のために旅行したときは、深川市職員旅費支給条例(昭和38年深川市条例第10号)第3条第4項の規定に基づき旅費を支給する。

(責務)

第5条 支援員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委嘱期間)

第6条 支援員の委嘱期間は1年以内とし、一会計年度を超えてはならない。ただし、必要と認めるときは、再度委嘱することができる。

2 市長は、支援員が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前項の規定にかかわらず、その職を解くことができる。

- (1) 自己都合により退職の申し出があったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に定めるほか、市長がその職を解くことが相当と認めたとき。

(庶務)

第7条 支援員に関する庶務は、支援員を配置する所管課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。